

もっと美しい街にするために

蒲郡市空き缶等 ごみ散乱防止条例が 4月1日から施行されます



ちよつと立ち止まってみてください。あなたの回りに、空き缶、空きビン、紙くず、たばこの吸殻などが散乱していませんか。もし、ゴミなどが散乱していたとしたら、「観光都市」蒲郡の恥です。

そこで、四月一日から「蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例」が施行されます。この条例は、観光都市蒲郡にふさわしい環境をつくり、快適な生活を確保するために、市民、事業者、土地占有者、そして市の責務を定めています。

まず、市民の責務は…

- (1) 自主的に清掃活動を行い、地域環境の美化に努め、市が実施するごみの散乱防止の施策に協力していただきます。
- (2) 原則として家庭の外で生じたごみは持ち帰ってください。または必ず近くにある回収容器に入れてください。
- (3) 海岸、観光地、公共の場所等で、率先してごみを収集してください。
- (4) たばこの吸殻は、必ず灰皿に捨ててください。
- (5) 犬等の糞は、飼い主の責任で処理をしてください。

事業者の責務は…

- (1) 市が実施するごみの散乱防止の施策に協力していただきます。
- (2) 容器入りの飲食物、たばこ、チューインガムなどを販売する事業者は、ごみの散乱防止のために消費者の啓発に努めていただきます。
- (3) 自動販売機の近くには、回収容器を設置してください。また、その回りの清掃に努めていただきます。
- (4) 観光業者は、ごみの散乱防止のために観光客の啓発に努め、観光客の出したごみの処理をしてください。

土地占有者の責務は…

土地を占用し、または管理する人は、清掃に努めるとともに、市が実施するごみの散乱防止に関する施策に協力してください。

市の責務は…

「ごみ散乱防止市民行動の日」を設け、市民参加で取り組んだり、ごみ散乱防止に努める事業所や団体を顕彰します。

さらに、ごみ散乱防止重点地域を指定したり、環境美化推進員を設け、地域においても美化活動の推進に力を入れていきます。

この条例で「空き缶等」という表現は、空き缶、空きビン、紙くず、たばこの吸殻、飼いの糞など幅広く意味づけています。



空きビンなどの投げ捨ては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「軽犯罪法」などの法律で禁止され、罰則規定なども設けられています。